



# 和歌山県報

発行 和 歌 山 県  
和歌山市小松原通一丁目 1 番地  
毎週火、金曜日発行

目 次 (\*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 人事委員会規則	
*2 職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	..... 1
*3 職員の退職手当の調整額に関する規則の一部を改正する規則	..... 2
○ 告示	
75 特定非営利活動法人の所轄庁の変更を伴う定款変更認証の申請	(県民生活課)..... 7
76 特定非営利活動法人の設立認証の申請	( " )..... 7
77 生活保護法による指定医療機関の廃止	(福祉保健総務課)..... 8
78 生活保護法による医療機関の指定	( " )..... 8
79 "	( " )..... 8
80 生活保護法による施術機関の指定	( " )..... 8
81 身体障害者福祉法による医師の指定	(障害福祉課)..... 9
82 大規模小売店舗の変更の届出	(商工振興課)..... 9
83 紀の川用水土地改良区の役員の退任	(農業農村整備課)..... 10
84 都市計画事業の事業計画の変更認可	(道路建設課)..... 10
85 土砂災害警戒区域の指定	(砂防課)..... 11
86 道路の位置の指定	(都市政策課)..... 12
87 港湾施設の公示	(港湾空港振興課)..... 12
88 平成24年度和歌山県立図書館資料(図書)納入業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	(教育委員会)..... 13
89 平成24年度和歌山県立図書館資料(逐次刊行物)納入業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	( " )..... 15
○ 選挙管理委員会告示	
4 政治団体の届出事項の異動の届出	..... 17
5 政治団体の解散の届出	..... 17
6 政治団体の収支報告書の要旨	..... 17
7 政治団体の設立の届出	..... 18
8 平成23年和歌山県選挙管理委員会告示第110号(政治団体の収支報告書の要旨)の一部訂正	..... 18
9 政治団体の収支報告書の要旨	..... 18
○ 公告	
和歌山県内水面漁場管理委員会委員の選任	(資源管理課)..... 19
入札公告	(教育委員会)..... 19
"	( " )..... 22

## 人事委員会規則

### 和歌山県人事委員会規則第2号

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年2月3日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する規則（昭和32年和歌山県人事委員会規則第23号）の一部を次のように改正する。

別表第4一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成14年和歌山県条例第59号。以下「任期付職員特例条例」という。）第7条第1項の給料表の部の次に次のように加える。

任期付職員特例条例第8条第1項の給料表	1 部長又は部長相当職の職にある職員 2 次長又は次長相当職の職にある職員	100分の20
	課長又は課長相当職の職にある職員	100分の15
	課長補佐又は課長補佐相当職の職にある職員	100分の10（人事委員会が特に必要と認める職員にあつては100分の15）
	係長又は係長相当職の職にある職員	100分の5（人事委員会が特に必要と認める職員にあつては100分の10）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第3号

職員の退職手当の調整額に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年2月3日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

職員の退職手当の調整額に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職手当の調整額に関する規則（平成18年和歌山県人事委員会規則第29号）の一部を次のように改正する。

別表の2の表を次のように改める。

2 平成18年4月1日以後の基礎在職期間における職員の区分についての表

第1号区分	<p>(1) 平成18年4月1日以後適用されている職員の給与に関する条例(他の条例において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。以下「平成18年4月以後の職員給与条例」という。)の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が9級であったもの</p> <p>(2) 平成18年4月以後の職員給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもののうち人事委員会の定めるもの</p> <p>(3) 平成18年4月1日以後適用されている一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(以下「平成18年4月以後の任期付研究員条例」という。)第5条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表5号給又は6号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>(4) 平成18年4月1日以後適用されている一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(以下「平成18年4月以後の任期付職員条例」という。)第7条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表6号給又は7号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>(5) 平成18年4月以後の任期付職員条例第8条第1項の特定業務等従事任期付職員行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が9級であったもの</p> <p>(6) 平成18年4月以後の任期付職員条例第8条第1項の特定業務等従事任期付職員研</p>
-------	---

	<p>究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 5 級であったもののうち人事委員会の定めるもの</p> <p>(7) 前各号に掲げる者に準ずるものとして人事委員会の定めるもの</p>
第 2 号区分	<p>(1) 平成18年 4 月以後の職員給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 8 級であったもの</p> <p>(2) 平成18年 4 月 1 日以後適用されている教育職員の給与に関する条例(以下「平成18年 4 月以後の教育職員給与条例」という。)の高等学校等教育職員給料表又は中学校教育職員給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 4 級であったもののうち人事委員会の定めるもの</p> <p>(3) 平成18年 4 月 1 日以後適用されている警察職員の給与に関する条例(以下「平成18年 4 月以後の警察職員給与条例」という。)の警察官給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 9 級であったもの</p> <p>(4) 平成18年 4 月以後の任期付職員条例第 7 条第 1 項の給料表の適用を受けていた者で同表 5 号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>(5) 平成18年 4 月以後の任期付職員条例第 8 条第 1 項の特定業務等従事任期付職員行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 8 級であったもの</p> <p>(6) 前各号に掲げる者に準ずるものとして人事委員会の定めるもの</p>
第 3 号区分	<p>(1) 平成18年 4 月以後の職員給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 7 級であったもの</p> <p>(2) 平成18年 4 月以後の職員給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 5 級であったもの(第 1 号区分の項第 2 号に掲げる者を除く。)</p> <p>(3) 平成18年 4 月以後の職員給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が 4 級であったもの</p> <p>(4) 平成18年 4 月以後の教育職員給与条例の高等学校等教育職員給料表又は中学校教育職員給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 4 級であったもの(第 2 号区分の項第 2 号に掲げる者を除く。))のうち人事委員会の定めるもの</p> <p>(5) 平成18年 4 月以後の警察職員給与条例の警察官給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 8 級であったもの</p> <p>(6) 平成18年 4 月以後の任期付研究員条例第 5 条第 1 項の給料表の適用を受けていた者で同表 4 号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>(7) 平成18年 4 月以後の任期付職員条例第 7 条第 1 項の給料表の適用を受けていた者で同表 4 号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>(8) 平成18年 4 月以後の任期付職員条例第 8 条第 1 項の特定業務等従事任期付職員行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 7 級であったもの</p> <p>(9) 平成18年 4 月以後の任期付職員条例第 8 条第 1 項の特定業務等従事任期付職員研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 5 級であったもの(第 1 号区分の項第 6 号に掲げる者を除く。)</p> <p>(10) 平成18年 4 月以後の任期付職員条例第 8 条第 1 項の特定業務等従事任期付職員医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が 4 級であったもの</p> <p>(11) 前各号に掲げる者に準ずるものとして人事委員会の定めるもの</p>

第 4 号区分	<p>(1) 平成18年 4 月以後の職員給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 6 級であったもの</p> <p>(2) 平成18年 4 月以後の職員給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 4 級であったもの</p> <p>(3) 平成18年 4 月以後の職員給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が 3 級であったもの</p> <p>(4) 平成18年 4 月以後の職員給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が 6 級又は 7 級であったもの</p> <p>(5) 平成18年 4 月以後の職員給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が 6 級であったもの</p> <p>(6) 平成18年 4 月以後の教育職員給与条例の高等学校等教育職員給料表又は中学校教育職員給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 4 級であったもの(第 2 号区分の項第 2 号及び第 3 号区分の項第 4 号に掲げる者を除く。)</p> <p>(7) 平成18年 4 月以後の警察職員給与条例の警察官給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 7 級であったもの</p> <p>(8) 平成18年 4 月以後の任期付研究員条例第 5 条第 1 項の給料表の適用を受けていた者で同表 3 号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>(9) 平成18年 4 月以後の任期付職員条例第 7 条第 1 項の給料表の適用を受けていた者で同表 3 号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>(10) 平成18年 4 月以後の任期付職員条例第 8 条第 1 項の特定業務等従事任期付職員行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 6 級であったもの</p> <p>(11) 平成18年 4 月以後の任期付職員条例第 8 条第 1 項の特定業務等従事任期付職員研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 4 級であったもの</p> <p>(12) 平成18年 4 月以後の任期付職員条例第 8 条第 1 項の特定業務等従事任期付職員医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が 3 級であったもの</p> <p>(13) 平成18年 4 月以後の任期付職員条例第 8 条第 1 項の特定業務等従事任期付職員医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が 6 級又は 7 級であったもの</p> <p>(14) 平成18年 4 月以後の任期付職員条例第 8 条第 1 項の特定業務等従事任期付職員医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が 6 級であったもの</p> <p>(15) 前各号に掲げる者に準ずるものとして人事委員会の定めるもの</p>
第 5 号区分	<p>(1) 平成18年 4 月以後の職員給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 5 級であったもの</p> <p>(2) 平成18年 4 月以後の職員給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 3 級であったもののうち人事委員会の定めるもの</p> <p>(3) 平成18年 4 月以後の職員給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が 2 級であったもののうち人事委員会の定めるもの</p> <p>(4) 平成18年 4 月以後の職員給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が 5 級であったもののうち人事委員会の定めるもの</p> <p>(5) 平成18年 4 月以後の職員給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でそ</p>

	<p>の属する職務の級が 5 級であったもの</p> <p>(6) 平成18年 4 月以後の教育職員給与条例の高等学校等教育職員給料表又は中学校教育職員給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 3 級であったもののうち人事委員会の定めるもの</p> <p>(7) 平成18年 4 月以後の警察職員給与条例の警察官給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 6 級であったもの</p> <p>(8) 平成18年 4 月以後の任期付研究員条例第 5 条第 1 項の給料表の適用を受けていた者で同表 2 号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>(9) 平成18年 4 月以後の任期付職員条例第 7 条第 1 項の給料表の適用を受けていた者で同表 1 号給又は 2 号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>(10) 平成18年 4 月以後の任期付職員条例第 8 条第 1 項の特定業務等従事任期付職員行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 5 級であったもの</p> <p>(11) 平成18年 4 月以後の任期付職員条例第 8 条第 1 項の特定業務等従事任期付職員研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 3 級であったもののうち人事委員会の定めるもの</p> <p>(12) 平成18年 4 月以後の任期付職員条例第 8 条第 1 項の特定業務等従事任期付職員医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が 2 級であったもののうち人事委員会の定めるもの</p> <p>(13) 平成18年 4 月以後の任期付職員条例第 8 条第 1 項の特定業務等従事任期付職員医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が 5 級であったもののうち人事委員会の定めるもの</p> <p>(14) 平成18年 4 月以後の任期付職員条例第 8 条第 1 項の特定業務等従事任期付職員医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が 5 級であったもの</p> <p>(15) 前各号に掲げる者に準ずるものとして人事委員会の定めるもの</p>	
第 6 号区分	<p>(1) 平成18年 4 月以後の職員給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 4 級であったもの</p> <p>(2) 平成18年 4 月以後の職員給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 3 級であったもの(第 5 号区分の項第 2 号に掲げる者を除く。)</p> <p>(3) 平成18年 4 月以後の職員給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が 2 級であったもの(第 5 号区分の項第 3 号に掲げる者を除く。)</p> <p>(4) 平成18年 4 月以後の職員給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が 5 級であったもの(第 5 号区分の項第 4 号に掲げる者を除く。)</p> <p>(5) 平成18年 4 月以後の職員給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が 4 級であったもの</p> <p>(6) 平成18年 4 月以後の教育職員給与条例の高等学校等教育職員給料表又は中学校教育職員給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 3 級であったもの(第 5 号区分の項第 6 号に掲げる者を除く。 )又は 2 級であったもののうち人事委員会の定めるもの</p> <p>(7) 平成18年 4 月以後の警察職員給与条例の警察官給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 5 級であったもの</p>	

	<p>(8) 平成18年4月以後の任期付研究員条例第5条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表1号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>(9) 平成18年4月以後の任期付職員条例第8条第1項の特定業務等従事任期付職員行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</p> <p>(10) 平成18年4月以後の任期付職員条例第8条第1項の特定業務等従事任期付職員研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの(第5号区分の項第11号に掲げる者を除く。)</p> <p>(11) 平成18年4月以後の任期付職員条例第8条第1項の特定業務等従事任期付職員医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの(第5号区分の項第12号に掲げる者を除く。)</p> <p>(12) 平成18年4月以後の任期付職員条例第8条第1項の特定業務等従事任期付職員医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの(第5号区分の項第13号に掲げる者を除く。)</p> <p>(13) 平成18年4月以後の任期付職員条例第8条第1項の特定業務等従事任期付職員医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</p> <p>(14) 前各号に掲げる者に準ずるものとして人事委員会の定めるもの</p>	
第7号区分	<p>(1) 平成18年4月以後の職員給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</p> <p>(2) 平成18年4月以後の職員給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったものうち人事委員会の定めるもの</p> <p>(3) 平成18年4月以後の職員給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であったものうち人事委員会の定めるもの</p> <p>(4) 平成18年4月以後の職員給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級又は4級であったもの</p> <p>(5) 平成18年4月以後の職員給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</p> <p>(6) 平成18年4月以後の教育職員給与条例の高等学校等教育職員給料表又は中学校教育職員給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの(第6号区分の項第6号に掲げる者を除く。)のうち人事委員会の定めるもの</p> <p>(7) 平成18年4月以後の警察職員給与条例の警察官給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったものうち人事委員会の定めるもの又は4級であったもの</p> <p>(8) 平成18年4月以後の任期付研究員条例第5条第2項の給料表の適用を受けていた者</p> <p>(9) 平成18年4月以後の任期付職員条例第8条第1項の特定業務等従事任期付職員行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</p> <p>(10) 平成18年4月以後の任期付職員条例第8条第1項の特定業務等従事任期付職員研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったものうち人事委員会の定めるもの</p> <p>(11) 平成18年4月以後の任期付職員条例第8条第1項の特定業務等従事任期付職員医</p>	

	療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が 1 級であったもののうち人事委員会の定めるもの (12) 平成18年 4 月以後の任期付職員条例第 8 条第 1 項の特定業務等従事任期付職員医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が 3 級又は 4 級であったもの (13) 平成18年 4 月以後の任期付職員条例第 8 条第 1 項の特定業務等従事任期付職員医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が 3 級であったもの (14) 前各号に掲げる者に準ずるものとして人事委員会の定めるもの
第 8 号区分	第1号区分から第7号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

## 和歌山県告示第75号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第26条第1項の規定による所轄庁の変更を伴う定款変更認証の申請があったので、同法第25条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成24年3月13日まで縦覧に供する。

平成24年2月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 申請年月日

平成24年1月13日

## 2 名称

特定非営利活動法人日本未来推進協議会

## 3 代表者の氏名

森口郁夫

## 4 主たる事務所の所在地

和歌山県有田郡有田川町大字天満69番地15

## 5 定款に記載された目的

この法人は、地域住民全てに対して、地域住民同士が助け合って子どもからご年配の方々が安心して暮らせるまちづくりに関する事業を行い、地域の社会生活の充実に寄与することを目的とする。

## 和歌山県告示第76号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成24年3月16日まで縦覧に供する。

平成24年2月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 申請年月日

平成24年1月16日

## 2 名称

特定非営利活動法人ほっこり園

## 3 代表者の氏名

船原利彦

## 4 主たる事務所の所在地

和歌山県田辺市秋津町409番地の10

## 5 定款に記載された目的

この法人は、和歌山県民のために中山間地の休耕地田活性化事業を行うことにより、地域の活性化に寄与することを目的とする。

## 和歌山県告示第77号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成24年2月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
新薬 20-16	吉田薬局	新宮市三輪崎2-17-6	平成 23.12.31

## 和歌山県告示第78号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成24年2月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
新薬 28-23	吉田薬局	新宮市三輪崎2-17-6	平成 24.1.1

## 和歌山県告示第79号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成24年2月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	指 定 年 月 日
紀訪 2-23	株式会社ほほえみの里	紀の川市貴志川町長山 277-108	訪問看護ステーション ほほえみの里	紀の川市貴志川町長山 277-108	平成 24.1.1

## 和歌山県告示第80号



(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻 午前7時30分 閉店時刻 午後9時

(変更後) 開店時刻 午前7時 閉店時刻 午後9時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前7時～午後9時30分

(変更後) 午前6時30分～午後9時30分

4 変更年月日

平成24年2月1日

5 変更する理由

来客者要望に応じた店舗運営のための変更

6 届出年月日

平成24年1月20日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山市まちづくり局まちおこし部まちおこし推進課（和歌山市七番丁23番地）

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成24年2月3日から平成24年6月4日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

---

#### 和歌山県告示第83号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により紀の川用水土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成24年2月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

退任した役員（平成24年1月17日退任）

職名 氏 名 住 所

理事 松永茂夫 橋本市柏原280番地の1

---

#### 和歌山県告示第84号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成24年2月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 施行者の名称

新宮市

2 都市計画事業の種類及び名称

平成12年和歌山県告示第275号新宮都市計画道路事業3・5・10号上本町磐盾線

3 事業施行期間

平成12年3月21日から平成26年3月31日まで

4 事業地

収用の部分

変更なし

使用の部分

変更なし

## 和歌山県告示第85号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成24年2月3日

和歌山県知事 仁坂吉伸

## 1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流、地すべり及び急傾斜地の崩壊

## 2 土砂災害警戒区域の名称

右支溪(8-425-1-001)、ナゲリ谷川(8-425-1-002)、音川谷川(8-425-1-021)、左支溪(8-425-1-022)、桜谷川(8-425-1-023)、右支溪(8-425-1-024)、左支溪(8-425-1-033)、左支溪(8-425-1-034)、宮谷川(8-425-1-035)、右支溪(8-425-2-020)、右支溪(8-425-2-021)、鼻田谷川(8-425-2-022)、右支溪(8-425-2-023)、右支溪(8-425-2-036)、赤木川左支溪(8-425-1-015)、赤木川左支溪(8-425-1-017)、赤木川左支溪(8-425-1-018)、寺風呂谷川(8-425-1-019)、熊野川右支溪(8-425-1-020)、赤木川右支溪(8-425-2-003)、谷口谷川左支溪(8-425-2-011)、谷口谷川(8-425-2-012)、前の奥谷川(8-425-2-013)、赤木川左支溪(8-425-2-014)、熊野川右支溪(8-425-2-015)、志古川右支溪(8-425-2-016)、志古谷川(8-425-2-017)、山の谷川(8-425-2-018)、宮ノ前谷川(8-425-2-019)、高田川左支溪(8-207-2-029)、高田川左支溪(8-207-2-030-1)、高田川左支溪(8-207-2-030-2)、高田川左支溪(8-207-2-031)、高田川左支溪(8-207-2-032)、高田川左支溪(8-207-2-033-1)、高田川左支溪(8-207-2-033-2)、高田川左支溪(8-207-2-034-1)、高田川左支溪(8-207-2-034-2)、高田川左支溪(8-207-2-034-3)、高田川左支溪(8-207-2-034-4)、内鹿野川左支溪(8-207-2-035)、口高田川右支溪(8-207-2-036)、口高田川右支溪(8-207-2-037-1)、口高田川右支溪(8-207-2-037-2)、口高田川右溪流(8-207-2-036-2)、口高田川右溪流(8-207-2-038)、口高田川右溪流(8-207-2-039-1)、口高田川右溪流(8-207-2-039-2)、口高田川右溪流(8-207-2-040-1)、口高田川右溪流(8-207-2-040-2)、口高田川左溪流(8-207-2-041)、口高田川左溪流(8-207-2-042-1)、口高田川左溪流(8-207-2-042-2)、口高田川左溪流(8-207-2-043)、口高田川左溪流(8-207-2-044)、篠尾川右支溪(8-425-1-026)、篠尾川右支溪(8-425-1-027)、内ノ井谷川(8-425-1-030)、内ノ井谷川(8-425-1-031)、篠尾川右支溪(8-425-2-026)、篠尾川右支溪(8-425-2-027)、宮ヶ谷川(8-425-2-028)、篠尾川左支溪(8-425-2-032)、長瀬谷川(8-425-2-033)、篠尾川左支溪(8-425-2-034)、新宮川左支溪(8-425-2-035)、錐恵谷川(8-425-1-036)、九重谷川(8-425-1-037)、北山川右支溪(8-425-1-038)、松沢(458)、上居地(I-2025)、中居地(I-2026)、宮井3(I-2027)、音川(1)(I-2030)、音川2(I-2031)、音川(I-2032)、松沢・松沢(1)(I-2033)、松沢2(I-2034)、熊城(I-2040)、山本(I-2041)、中居地2(II-8344)、宮井4(II-8345)、音川3(II-8347)、音川4(II-8348)、宮井大橋(II-8445)、蛇ノ谷(III-4610)、宇和平・高田1(I-2008)、高田1(I-2412)、高田3(I-4601)、高田4(I-4602)、高田7(II-8003)、高田12(II-8008)、高田13(II-8009)、高田14(II-8010)、高田15(II-8011)、高田16(II-8012)、高田17(II-8013)、高田18(II-8014)、高田19(II-8015)、高田20(II-8016)、高田21(II-8017)、高田22(II-8018)、高田23(II-8019)、高田24(II-8020)、高田25(II-8021)、高田26(II-8022)、高田27(II-8023)、高田28(II-8024)、高田29(II-8025)、高田30(II-8026)、高田31(II-8027)、俵石2(II-8029)、高田2(III-4501)、椋井(I-2045)、谷口1(I-2046)、谷口2(I-2047)、志古4(I-4718)、日足2(I-4719)、日足3(I-4720)、宮井5(I-4721)、日足5(I-4722)、日足6(I-4723)、日足7(I-4724)、志古5(II-8349)、志古6(II-8350)、志古7(II-8351)、志古8(II-8352)、日足8(II-8354)、椋井2(II-8355)、谷口3(II-8356)、椋井3(II-8357)、志古2(II-8446)、志古3(II-8447)、内ノ井(1)(I-2019)、内ノ井(2)(I-2020)、西敷屋上地(I-2021)、西敷屋(I-2419)、内

ノ井(3)(I-4715)、西敷屋(2)(II-8331)、西敷屋(3)(II-8332)、西敷屋(4)(II-8333)、内ノ井(4)(II-8334)、内ノ井(5)(II-8335)、西敷屋(5)(II-8336)、西敷屋(6)(II-8337)、上地(2)(III-4607)、浦地(1)(I-2017)、浦地(2)(I-2018)、九重(II-8338)、浦地(3)(II-8339)、浦地(4)(III-4608)、九重(101)(II-80026)、九重(102)(II-80027)、九重(103)(II-80028)、九重(104)(II-80029)

3 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

4 法第6条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び東牟婁振興局新宮建設部並びに新宮市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第86号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。  
平成24年2月3日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3157	田辺市稲成町字松之平2353番1の一部、2353番5の一部、水路	田辺市あけぼの18番6号 紀陽住建株式会社 代表取締役 菅原国男	平成 24.1.24	4.50	29.30

和歌山県告示第87号

県が管理する港湾施設を、港湾法(昭和25年法律第218号)第34条において準用する同法第12条第5項の規定により、次のとおり公示する。

平成24年2月3日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山下津港港湾施設

種 類	名 称	位 置	数 量	能 力
道路	西浜支線1号道路	和歌山市西浜1660番302地先から和歌山市西浜1660番320地先	延長 179メートル	車道幅員7.4メートル アスファルト舗装
道路	西浜支線2号道路	和歌山市西浜1660番365地先から和歌山市西浜1660番262地先	延長 120メートル	車道幅員7.2メートル アスファルト舗装
道路	西浜支線3号道路	和歌山市西浜1660番229地先から和歌山市西浜1660番250地先	延長 167メートル	車道幅員7.1メートル アスファルト舗装
道路	西浜支線4号道路	和歌山市西浜1660番221地先から和歌山市西浜1660番220地先	延長 253メートル	車道幅員7.5メートル アスファルト舗装
道路	西浜支線5号道路	和歌山市西浜1660番343地先から和歌山市西浜1660番363地先	延長 31メートル	車道幅員6.2メートル アスファルト舗装
道路	西浜支線6号道路	和歌山市西浜1660番182地先から和歌山市西浜1660番201地先	延長 96メートル	車道幅員7.7メートル アスファルト舗装
道路	西浜支線7号道路	和歌山市西浜1660番201地先から和歌山市西浜1660番181地先	延長 96メートル	車道幅員7.3メートル アスファルト舗装

道路	西浜支線8号道路	和歌山市西浜1660番201地先から和歌山市西浜1660番202地先	延長 42メートル	車道幅員5.3メートル アスファルト舗装
道路	西浜支線9号道路	和歌山市西浜1660番157地先から和歌山市西浜1660番156地先	延長 207.5メートル	車道幅員8.8メートル アスファルト舗装
道路	西浜支線10号道路	和歌山市西浜1660番171地先から和歌山市西浜1660番172地先	延長 32メートル	車道幅員5.6メートル アスファルト舗装
道路	西浜支線11号道路	和歌山市西浜1660番138地先から和歌山市西浜1660番150地先	延長 166メートル	車道幅員7.7メートル アスファルト舗装
道路	西浜支線12号道路	和歌山市西浜1660番119地先から和歌山市西浜1660番118地先	延長 218メートル	車道幅員8.1メートル アスファルト舗装
道路	西浜支線13号道路	和歌山市西浜1660番137地先から和歌山市西浜1660番150地先	延長 242メートル	車道幅員6.0メートル アスファルト舗装

上記施設の詳細は、図面で示すものとし、その図面は和歌山県県土整備部港湾空港局港湾空港振興課及び和歌山下津港湾事務所に備え付ける。

### 和歌山県告示第88号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、平成24年度和歌山県立図書館資料（図書）納入業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成24年2月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

#### 1 入札に付する事業

平成24年度和歌山県立図書館資料（図書）納入業務

#### 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格事項

この一般競争入札に参加する資格を有する者は、次の要件を満たしている者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 自己又は自社の役員又はその支店若しくは営業所等の代表者その他経営に実質的に関与している者が、次のいずれにも該当しない者で、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約できる者であること。
  - ア 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）であると認められる者
  - イ 暴力団（暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者
  - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしていると認められる者
  - エ 暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の活動、維持運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
  - オ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
  - カ 暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当に利用するなどしていると認められる者
- (4) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法

律第154号)の規定による更生手続開始の申立て又は破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。

- (6) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加を停止されていない者であること。
- (7) 国税、県税及び市町村税に未納がない者であること。
- (8) 県が定める仕様書に基づき、適正に業務を遂行することができるかと認められる回答書を提出した者であること。

### 3 資格審査申請書類及びその配布方法等

- (1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書
- イ 事業経歴書
- ウ 法人にあっては、発行後3か月を経過していない当該法人の登記事項証明書
- エ 印鑑証明書
- オ 財務諸表(個人にあっては、青色申告書又は白色申告書の写し、資産負債額調及び損益計算書)
- カ 使用印鑑届
- キ 納税証明書
- ク 誓約書
- ケ 委任状(申請者が代理人を選任した場合)
- コ 和歌山県が示す仕様書に対する回答書

- (2) (1)のア、イ、カ及びクからコまでに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、仕様書及びこれらの申請用紙は、平成24年2月3日(金)から同月17日(金)までの月曜日を除く日の午前10時から午後5時までの間に、6に掲げる場所で配布を行う。

- (3) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、4に掲げる資格審査説明会において質問を行うものとし、その後は平成24年2月17日(金)までの午前10時から午後5時までの間に、和歌山県立図書館総務課に対して書面(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

### 4 資格審査説明会の場所及び日時

- (1) 場所

和歌山市西高松一丁目7番38号  
和歌山県立図書館 1階 総務課 会議室

- (2) 日時

平成24年2月8日(水) 午後2時から

### 5 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

- 平成24年2月9日(木)から同月17日(金)までの月曜日を除く日の午前10時から午後5時までの間に、6に掲げる場所で受け付ける。

### 6 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県立図書館総務課  
和歌山市西高松一丁目7番38号  
郵便番号 641-0051  
電話番号 073-436-9500  
ファクシミリ番号 073-436-9501

### 7 申請書類に使用する言語

申請書類に使用する言語は、日本語とする。

### 8 資格審査の結果通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により平成24年2月23日(木)までに通知する。

### 9 競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対してその理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明は、平成24年3月9日（金）午後5時までに書面により求めるものとする。
- (3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対する回答については、平成24年3月21日（水）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。
- (5) (2)の書面の提出先は、6に掲げる場所とする。

### 和歌山県告示第89号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、平成24年度和歌山県立図書館資料（逐次刊行物）納入業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成24年2月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

#### 1 入札に付する事業

平成24年度和歌山県立図書館資料（逐次刊行物）納入業務

#### 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格事項

この一般競争入札に参加する資格を有する者は、次の要件を満たしている者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 自己又は自社の役員又はその支店若しくは営業所等の代表者その他経営に実質的に関与している者が、次のいずれにも該当しない者で、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約できる者であること。
  - ア 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）であると認められる者
  - イ 暴力団（暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者
  - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしていると認められる者
  - エ 暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の活動、維持運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
  - オ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
  - カ 暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当に利用するなどしていると認められる者
- (4) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (6) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加を停止されていない者であること。
- (7) 国税、県税及び市町村税に未納がない者であること。
- (8) 県が定める仕様書に基づき、適正に業務を遂行することができると認められる回答書を提出した者であること。

#### 3 資格審査申請書類及びその配布方法等

- (1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。
- ア 競争入札参加資格審査申請書
  - イ 事業経歴書
  - ウ 法人にあっては、発行後3か月を経過していない当該法人の登記事項証明書
  - エ 印鑑証明書
  - オ 財務諸表（個人にあっては、青色申告書又は白色申告書の写し、資産負債額調及び損益計算書）
  - カ 使用印鑑届
  - キ 納税証明書
  - ク 誓約書
  - ケ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）
  - コ 和歌山県が示す仕様書に対する回答書
- (2) (1) のア、イ、カ及びクからコまでに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、仕様書及びこれらの申請用紙は、平成24年2月3日（金）から同月17日（金）までの月曜日を除く日の午前10時から午後5時までの間に、6に掲げる場所で配布を行う。
- (3) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、4に掲げる資格審査説明会において質問を行うものとし、その後は平成24年2月17日（金）までの午前10時から午後5時までの間に、和歌山県立図書館総務課に対して書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。
- 4 資格審査説明会の場所及び日時
- (1) 場所  
和歌山市西高松一丁目7番38号  
和歌山県立図書館 1階 総務課 会議室
- (2) 日時  
平成24年2月8日（水）午後3時から
- 5 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所  
平成24年2月9日（木）から同月17日（金）までの月曜日を除く日の午前10時から午後5時までの間に、6に掲げる場所で受け付ける。
- 6 資格審査申請書類の配布の場所  
和歌山県立図書館総務課  
和歌山市西高松一丁目7番38号  
郵便番号 641-0051  
電話番号 073-436-9500  
ファクシミリ番号 073-436-9501
- 7 申請書類に使用する言語  
申請書類に使用する言語は、日本語とする。
- 8 資格審査の結果通知  
資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により平成24年2月23日（木）までに通知する。
- 9 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明
- (1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対してその理由について説明を求めることができる。
- (2) (1) の説明は、平成24年3月9日（金）午後5時までに書面により求めるものとする。
- (3) (2) の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対する回答については、平成24年3月21日（水）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。
- (5) (2) の書面の提出先は、6に掲げる場所とする。

## 選挙管理委員会告示

## 和歌山県選挙管理委員会告示第4号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成24年2月3日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸木良介

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日	政党・政治団体の別	備考
田中けんじ賢翔会	代表者	田中富貴	山中修	平成24.1.4	政治団体	
森下誠史後援会	主たる事務所の所在地	日高郡美浜町三尾110	日高郡美浜町和田1138-1	平成24.1.12	政治団体	

## 和歌山県選挙管理委員会告示第5号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成24年2月3日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸木良介

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日	届出年月日
畑中秀敏後援会	大藪貞一	平成23.11.30	平成23.12.26
松谷要後援会	中西正道	平成23.12.22	平成23.12.27
田中けんじ賢翔会	田中富貴	平成23.10.1	平成24.1.4
山本しげあき後援会	前田佳昭	平成23.12.25	平成24.1.6

## 和歌山県選挙管理委員会告示第6号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の収支報告書を受理したので、同法第20条第1項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

平成24年2月3日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸木良介

政治団体の収支報告書（平成23年分）の要旨

（単位：円）

## 畑中秀敏後援会

報告年月日 23.12.26

1 収入総額	0
2 支出総額	0

## 松谷要後援会

報告年月日 23.12.27

1 収入総額	0
2 支出総額	0

田中けんじ賢翔会

報告年月日 24.01.04

1 収入総額	0
2 支出総額	0

山本しげあき後援会

報告年月日 24.01.06

1 収入総額	0
2 支出総額	0

和歌山県選挙管理委員会告示第7号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成24年2月3日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸 木 良 介

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
日裏勝己後援会	中村 泰介	山崎敏孝	日高郡印南町印南2410-1	平成 24.1.5

和歌山県選挙管理委員会告示第8号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書について、訂正の報告があったので、同法第20条第1項の規定に基づき、平成23年和歌山県選挙管理委員会告示第110号（政治団体の収支報告書の要旨）の一部を次のとおり訂正し、公表する。

平成24年2月3日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸 木 良 介

別冊の政治団体の収支報告書（平成22年分）の要旨【政党の支部】の表民主党和歌山県第2区総支部の

「機関紙誌の発行その他の事業費	2,026,995	を	「機関紙誌の発行その他の事業費	2,026,995	に訂
項中 機関紙誌の発行事業費	937,324		宣伝事業費	2,026,995	
宣伝事業費	1,089,671				

正する。

和歌山県選挙管理委員会告示第9号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書（平成22年分）を受理したので、同法第20条第1項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

平成24年2月3日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸 木 良 介

政治団体の収支報告書（平成22年分）の要旨

（単位：円）

自由民主党太地町支部

報告年月日 23.12.26

1 収入総額	669,430
前年繰越額	669,229
本年收入額	201

2 支出総額	0
3 本年收入の内訳	
その他の収入	201
一件十万円未満のもの	201

## 自由民主党吉備町支部

報告年月日 23.12.27

1 収入総額	276,794
前年繰越額	276,708
本年收入額	86
2 支出総額	36,270
3 本年收入の内訳	
その他の収入	86
一件十万円未満のもの	86
4 支出の内訳	
政治活動費	36,270
組織活動費	36,270

## 公 告

## 公 告

漁業法（昭和24年法律第267号）第131条第2項の規定に基づき、平成24年1月24日付けで和歌山県内水面漁場管理委員会委員を次のとおり選任した。

平成24年2月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

	氏 名	住 所
漁業者代表者	大杉達	御坊市野口1206番地1

## 入 札 公 告

平成24年度和歌山県立図書館資料（図書）納入業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令372号）第6条の規定に基づき公告する。

平成24年2月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 一般競争入札に付する事項

## (1) 事業年度

平成24年度

## (2) 調達物品の名称及び数量

和歌山県立図書館納入資料（図書）一式

## (3) 調達物品の仕様等

入札説明書による。

## (4) 納入場所

和歌山市西高松一丁目7番38号

和歌山県立図書館

田辺市新庄町3353-9

和歌山県立紀南図書館

- (5) 納入期間  
平成24年4月1日（日）から平成25年3月31日（日）まで
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格事項  
平成24年和歌山県告示第88号に規定する和歌山県立図書館資料（図書）納入業務に係る一般競争入札参加資格を有すること。
- 3 契約条項を示す場所及び日時
- (1) 場所  
和歌山市西高松一丁目7番38号  
和歌山県立図書館総務課
- (2) 日時  
平成24年2月3日（金）から同月17日（金）までの月曜日を除く日の午前10時から午後5時まで
- 4 入札説明書を交付する場所及び日時等
- (1) 入札説明書を交付する場所及び日時は、次のとおりとする。
- ア 場所  
3の（1）に同じ。
- イ 日時  
3の（2）に同じ。
- (2) （1）の規定により交付する入札説明書に対して質問のある者は、5に掲げる入札説明会において質問を行うものとし、その後は、平成24年2月17日（金）までの月曜日を除く日の午前10時から午後5時までの間に、和歌山県立図書館総務課に対して書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。
- 5 入札説明会の場所及び日時  
入札説明会の場所及び日時は、次のとおりとする。
- (1) 場所  
和歌山市西高松一丁目7番38号  
和歌山県立図書館 1階 総務課 会議室
- (2) 日時  
平成24年2月8日（水）午後2時から
- 6 一般競争入札執行の場所及び日時等
- (1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。
- ア 入札場所  
和歌山市西高松一丁目7番38号  
和歌山県立図書館 1階 総務課 会議室
- イ 入札日時  
平成24年3月22日（木）午後2時から
- ウ 開札場所  
アに同じ。
- エ 開札日時  
イに同じ。
- (2) （1）の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より一般競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。
- (3) 郵便により入札書の提出を行う者は、書留郵便により一般競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、平成24年3月22日（木）午後2時までに和歌山県立図書館総務課に必着するように行わなければならない。
- 7 入札方法

入札者は、資料（図書）の本体価格（消費税及び地方消費税相当額を除く。）に対する納入金額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）の割合（百分率で表示するものとし、小数点以下第1位までとする。以下「納入率」という。）を入札書に記載すること。

#### 8 入札保証金に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、5に掲げる入札説明会において示す納入資料（図書）予定金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。以下「納入資料（図書）予定金額」という。）の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。
- (2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。
- (3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

#### 9 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、納入資料（図書）予定金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。

#### 10 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格停止措置を受けて入札参加資格の停止期間中である者等入札時点で2に規定する資格のない者のした入札は、無効とする。

#### 11 入札執行方法の細目

- (1) 入札の執行方法の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札には、和歌山県立図書館の職員が立ち会うものとする。
- (3) 予定納入率の範囲内で最低の納入率をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同納入率の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県立図書館の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、落札者がいないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。
- (6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵便による入札を行った者で6の（1）に規定する日時に入札の場所に参加していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

#### 12 契約書の要否

要

#### 13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

#### 14 その他

- (1) この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県立図書館総務課

イ 所在地

和歌山市西高松一丁目7番38号

郵便番号 641-0051

電話番号 073-436-9500

ファクシミリ番号 073-436-9501

(2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) この入札は、平成24年2月和歌山県議会において、平成24年度和歌山県当初予算案が議決されなかった場合は、中止、延期又は変更をするものとする。

15 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : The material delivery business of Wakayama prefectural library : 1 set

(2) Date and time for tender : 2:00 P.M. Thursday 22 March 2012

(3) Contact point for the notice : General Affairs Division of Wakayama prefectural library,  
1-7-38 Nishitakamatsu Wakayama City WAKAYAMA 641-0051 Japan  
TEL 073-436-9500 (FAX 073-436-9501)

入 札 公 告

平成24年度和歌山県立図書館資料（逐次刊行物）納入業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令372号）第6条の規定に基づき公告する。

平成24年2月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

平成24年度

(2) 調達物品の名称及び数量

和歌山県立図書館納入資料（逐次刊行物）一式

(3) 調達物品の仕様等

入札説明書による。

(4) 納入場所

和歌山市西高松一丁目7番38号

和歌山県立図書館

田辺市新庄町3353-9

和歌山県立紀南図書館

(5) 納入期間

平成24年4月1日（日）から平成25年3月31日（日）まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格事項

平成24年和歌山県告示第89号に規定する和歌山県立図書館資料（逐次刊行物）納入業務に係る一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び日時

(1) 場所

和歌山市西高松一丁目7番38号

和歌山県立図書館総務課

(2) 日時

平成24年2月3日（金）から同月17日（金）までの月曜日を除く日の午前10時から午後5時まで

## 4 入札説明書を交付する場所及び日時等

(1) 入札説明書を交付する場所及び日時は、次のとおりとする。

## ア 場所

3の(1)に同じ。

## イ 日時

3の(2)に同じ。

(2) (1)の規定により交付する入札説明書に対して質問のある者は、5に掲げる入札説明会において質問を行うものとし、その後は、平成24年2月17日（金）までの月曜日を除く日の午前10時から午後5時までの間に、和歌山県立図書館総務課に対して書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

## 5 入札説明会の場所及び日時

入札説明会の場所及び日時は、次のとおりとする。

## (1) 場所

和歌山市西高松一丁目7番38号

和歌山県立図書館 1階 総務課 会議室

## (2) 日時

平成24年2月8日（水）午後3時から

## 6 一般競争入札執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

## ア 入札場所

和歌山市西高松一丁目7番38号

和歌山県立図書館 1階 総務課 会議室

## イ 入札日時

平成24年3月22日（木）午後2時30分から

## ウ 開札場所

アに同じ。

## エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より一般競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便により入札書の提出を行う者は、書留郵便により一般競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、平成24年3月22日（木）午後2時30分までに和歌山県立図書館総務課に必着するように行わなければならない。

## 7 入札方法

入札者は、資料（逐次刊行物）の本体価格（消費税及び地方消費税相当額を除く。）に対する納入金額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）の割合（百分率で表示するものとし、小数点以下第1位までとする。以下「納入率」という。）を入札書に記載すること。

## 8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、5に掲げる入札説明会において示す納入資料（逐次刊行物）予定金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。以下「納入資料（逐次刊行物）予定金額」という。）の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

## 9 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、納入資料（逐次刊行物）予定金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。

## 10 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格停止措置を受けて入札参加資格の停止期間中である者等入札時点で2に規定する資格のない者のした入札は、無効とする。

## 11 入札執行方法の細目

- (1) 入札の執行方法の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札には、和歌山県立図書館の職員が立ち会うものとする。
- (3) 予定納入率の範囲内で最低の納入率をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同納入率の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者がいるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県立図書館の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、落札者がいないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。
- (6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵便による入札を行った者で6の(1)に規定する日時に入札の場所に参加していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

## 12 契約書の要否

要

## 13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

## 14 その他

- (1) この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県立図書館総務課

イ 所在地

和歌山市西高松一丁目7番38号

郵便番号 641-0051

電話番号 073-436-9500

ファクシミリ番号 073-436-9501

- (2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) この入札は、平成24年2月和歌山県議会において、平成24年度和歌山県当初予算案が議決されなかった場合は、中止、延期又は変更をするものとする。

## 15 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : The material delivery business of Wakayama prefectural library : 1 set
- (2) Date and time for tender : 2:30 P.M. Thursday 22 March 2012
- (3) Contact point for the notice : General Affairs Division of Wakayama prefectural library,

1-7-38 Nishitakamatsu Wakayama City WAKAYAMA 641-0051 Japan

TEL 073-436-9500 (FAX 073-436-9501)